

やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は景観まちづくりを推進するため、市町村が実施する「やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業」に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「景観まちづくり」とは、官民が一体となり、計画・デザインの段階から、豊かな景観資源を十分に活かし、歩行者目線に立った居住・滞在エリアの景観整備によるまちづくりを実現するための取り組みをいい、「景観まちづくりモデルプラン」とは、景観まちづくりを実施するための計画等をいう。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等)

第3条 第1条に規定する事業及びこれらに対する補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を当該市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとし、第3条に規定するすべての事業に適用する。

- (1) 市町村長は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、様式第3号により変更（中止、廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。ただし、交付決定された補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の増減又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、様式第3号の2により速やかに知事に報告しなければならない。
- (3) 知事は、前号の報告を受けたときは、様式第3号の3により市町村長に必要な指示を行うものとする。

(状況報告)

第7条 市町村長は、11月末日現在の事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書（様式第4号）により12月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第8条 市町村長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月28日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法及び交付時期)

第9条 補助金は、精算払とする。

2 知事は、前条に規定する事業実績報告書を受領した場合には、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第6号)によりその旨を市町村長に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助金の交付を受けた市町村が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づく命令に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に市町村に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する

別 表

補助金の交付の対象となる経費及びその補助率等

第1条に規定する事業及びこれらに対する補助率等は、次のとおりとする。

補助区分	補助対象経費	補助率等
景観まちづくりプラン策定に係る業務	1 委託料（コンサルタント等への調査委託費や勉強会の開催等） 2 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費） 3 役務費（通信運搬費） 4 使用料及び賃借料（会場及び車両の借上費） 5 その他知事が景観まちづくりについて必要と認める事業	1/2（上限150万円）

ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まない。

様式第1号

第 年 月 日
号

山梨県知事

殿

市町村長名

印

令和 年度やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- | | |
|---------|---------|
| 1 交付申請額 | 円 |
| 2 事業計画書 | 別紙1のとおり |
| 3 収支予算書 | 別紙2のとおり |

別紙 1

事業計画書及び収支予算書

1 事業の内容

市町村名	
計画策定までの工程表 (スケジュール)	(記載しきれない場合は、別途工程表とする。)
補助対象事業の内容	(記載しきれない場合は別紙とする。)

2 経費の配分

(単位: 千円)

補助対象事業の種別	県補助金	市町村費	その他	合計
景観まちづくりプラン策 定に係る事業				
合計				

収支予算（精算）書

1 収入

(単位：千円)

科目	予算額	(精算額)	(比較増減)
県補助金			
市町村費			
その他			
合計			

2 支出

(単位：千円)

科目	予算額	(精算額)	(比較増減)	備考
委託料				
需用費				
役務費				
使用料および賃借料				
その他				
合計				

市町村長 殿

山梨県知事名 印

令和 年度やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった、やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

なお、事業の執行にあたっては、山梨県補助金等交付規則及びやまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付要綱の規定を遵守してください。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった 事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に基づく命令に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について要綱第6条に定めるところにより報告しなければならない。

8 補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月28日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第 年 月 日
号

山梨県知事 殿

市町村長名 印

令和 年度やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金（変更・中止・廃止）承認
申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった、やまなし景観まちづくりモデル事業について、次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

- 1 （変更・中止・廃止）の対象となる事業
- 2 （変更・中止・廃止）の理由
- 3 （変更・中止・廃止）の内容

（注意）変更・中止・廃止のいずれかを○で囲んで提出してください。

第 年 月 日
号

山梨県知事 殿

市町村長名 印

やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定に基づく報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった、やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業について、次のとおり報告します。

1 報告対象となる事業

2 報告内容

第 年 月 日
号

市町村長 殿

山梨県知事名

印

やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付要綱第6条第3号の規定に基づく指示書

令和 年 月 日付け 第 号で報告のあった、やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業について、次のとおり指示します。

1 指示対象となる事業

2 指示内容

第 年 月 日
号

山梨県知事 殿

市町村長名 印

令和 年度やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった、やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業について、やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その状況を報告します。

1 補助事業の遂行状況

(注1) 具体的に記述して下さい。

(注2) 当初のスケジュールに対して遅延しているか否かについて記述して下さい。遅延している場合はその理由を記述して下さい。

第 年 月 日
号

山梨県知事

殿

市町村長名

印

令和 年度やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった、やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業について、やまなし景観まちづくりモデルプラン策定事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

- 1 事業報告書 別紙1のとおり
- 2 収支精算書 別紙2のとおり
- 3 支出証拠書類（写し）
- 4 補助金の振込口座

第 年 月 日
号

市町村長 殿

山梨県知事名 印

令和 年度やまなし景観まちづくりモデル事業補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったやまなし景観まちづくりモデル事業費補助金については、やまなし景観まちづくりモデル事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり確定したので通知します。

補助対象事業費 円

確定した補助金の額 円